

柳田税経事務所では、毎月経営者の方へ経営にお役立て頂けるNEWSを配信しております。
10月号の内容は下記の通りです。
事務所通信をご希望の方は、どなたでもお送りしております。
お気軽に**お問い合わせ**ください。

事務所通信 2019年10月号の内容

【今月のことば】

良い習慣は才能を超える

良い習慣は続けることが大事

佐々木 常夫（元東レ経営研究所社長）

【会計】

金融機関はどうして決算書の提出を求めるのか？

「当社は滞りなく借入金を返済しているのに、なぜ毎年、銀行に決算書を提出しなければならないのか」という疑問を抱く経営者も多いのではないのでしょうか。その理由を理解すれば、銀行が決算書のどのような数値を注視しているのかも見えてきます。

【消費税】

10月1日をまたぐ取引の消費税率に注意しよう！

2019年10月1日の消費税率引上げによって、取引や請求書が10月1日をまたぐケースが発生します。会計処理にあたっては、請求書などに記載されている請求期間や消費税率、消費税額に注意しましょう。

【経営】

1位づくりの商品戦略

企業活動の源である粗利益を生み出す唯一の手段は、商品や有料のサービスです。これが決まれば、営業手法、人の採用、資金調達なども自ずと決まってきます。中心となる商品・サービス（重点商品）を何に決めるかはとても重要です。

【コラム】

近代日本の基盤づくりに貢献した『帳合之法』

西洋の複式簿記を我が国に初めて紹介した福沢諭吉。『学問のすすめ』では、儒学や和学のみならず、商

業、工業、計算学を中心とした実学の必要性を説き、その実学の中心として出版されたのが『帳合之法』
(明治6年発行)です。

詳しくは冊子をご用意しております。

[お問合せフォーム](#)より必要事項をご記入のうえ、送信してください。

栃木県小山市の税理士「柳田税経事務所」

TEL 0285-23-2233 FAX 0285-23-5222